

異例の大雪時には チェーン規制

を行います。 山梨・静岡県内は 2区間が対象



設置される規制標識

平成30年12月より新たに「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識が定められました。下記区間には、チェーン規制時にこの標識が設置されます。

山梨・静岡県内のチェーン規制の対象区間



「大雪特別警報」や「大雪に関する緊急発表」が行われるような異例の大雪発生時は、降雪や交通状況に応じて「チェーン規制」を行います。「チェーン規制」を実施した場合は、チェーンを装着していない車両は通行できなくなります。



E20 中央道
須玉IC～長坂IC(8.7km)



国道138号 山中湖・須走
山梨県山中湖村平野～
静岡県小山町
須走字御登口(8.2km)

! チェーン規制時は、冬用タイヤのみでは走行できません。ご理解とご協力をお願いいたします。

<国道138号について> 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 道路管理第二課 TEL.055-252-5491
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理課 TEL.055-934-2017

<中央道について> 中日本高速道路株式会社 NEXCO中日本お客様センター TEL.0120-922-229(フリーダイヤル)
TEL.052-223-0333